

平成25年3月27日判決言渡

平成25年（行ケ）第10056号 審決取消請求事件

判 決

原 告 X

被 告 特 許 庁 長 官

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、上記第1記載の審決（以下「審決」という。）の取消しを求める事案であり、記録によれば、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。

原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願（特願平9-370506号）をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、不服の審判（不服2007-19402号事件）を請求した。特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成25年2月27日に提起されたところ、上記第2のとおり、審

決の謄本の送達があった日から30日を経過しているから、特許法178条3項により不適法であり、その不備を補正することができないものである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで、判決で、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

芝 田 俊 文

裁判官

岡 本 岳

裁判官

武 宮 英 子